

鏡野町をよくするしくみ

赤い羽根共同募金運動

10月1日(金)～12月31日(金)

今年も10月1日から、全国一斉に「赤い羽根共同募金運動」がはじまります。運動期間中は、町内各戸への個別募金を地域の方々の協力で進めていきます。併せて、学校募金、企業や商店の協力店募金、職場での職域募金、街頭募金等も進めていきます。期間中のご支援、ご協力をお願いいたします。

皆様からいただいた募金の約7割は鏡野町のために使われます。

<主な使い道>

- ・サロン運営・支援・助成（社協サロン、地域サロン）
- ・ボランティア普及事業協力校助成
- ・認知症啓発（オレンジキャラバン）
- ・ボランティア団体・NPO等支援事業
- ・地域相談活動、地域福祉活動助成等
- ・介護機器貸出、物品貸出（おもちゃ等）
- ・子育て支援、高齢者福祉等（こどもサロン等）

お問い合わせ先 鏡野町社会福祉協議会 電話 (0868) 54-1243

10月は里親月間です

- 『里親』とは、さまざまな事情により家族と一緒に生活することができない子どもを家庭に迎えて育ててくださる方のことです。
- 『里親制度』とは児童福祉法に基づき、公的な役割として子どもの健やかな育ちを支援する制度です。できるだけ良好な家庭的環境で育てることが望ましいとされています。
- 温かく安心して自分を委ねられる大人と暮らせる家庭を求めている子どもたちがいます。子どもが好きな方、子どものために何かをしたいと望んでおられる方、里親制度に興味をお持ちの方は、お気軽にお問い合わせください。

一時里親もあります！

岡山県では、夏休み、冬休み、週末等に、児童養護施設等で暮らしている子どもが、家庭を体験できるよう、2泊3日程度子どもを家庭に迎え入れ、養育していただく一時里親推進事業を行っています。

里親になりませんか？
あなたを必要としている子どもたちがいます。

お問い合わせ先 〒708-0004 岡山県津山市山北288-1 岡山県津山児童相談所 子ども支援課
電話 (0868) 23-5131 FAX (0868) 23-5132

パブリックコメントを実施します

鏡野町では、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域における持続的発展可能な地域社会の形成および地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、新たに令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の期間とする「鏡野町過疎地域持続的発展市町村計画」の策定に取り組んでいます。

この計画の策定にあたり、広く町民の皆様の意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施いたしますので、ご意見・ご提案をお寄せくださいますよう、お願い申し上げます。

■募集期間

令和3年10月1日(金)から令和3年11月1日(月)まで

■資料の閲覧場所

鏡野町ホームページ(<http://www.town.kagamino.lg.jp/>)、
鏡野町まちづくり課、各振興センター、中央公民館、
ペスタロッツ館、各地区公民館

■意見を提出できる人

- ・町内在住者、町内在勤者
- ・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者

■提出方法

意見、情報提出書（専用用紙）に、必要事項を記入し、郵便、FAX、Eメールまたは窓口で提出してください。意見、情報提出書は町ホームページでダウンロードするか、閲覧場所にあります。
※意見提出者の住所、氏名を公表することはありません。

■その他

意見提出者に個別の回答は行いません。検討の結果、意見の概要及び意見に対する町の考え方や案を修正したときは、その内容などを公表します。

お問い合わせ先 〒708-0392 鏡野町竹田660 鏡野町まちづくり課 担当：小林・日笠
電話 (0868) 54-2982 FAX (0868) 54-2988